

かんぽ生命の保険契約の 取扱変更のお知らせ

平成22年4月1日から、新たに「保険法」が施行されます。

この「保険法」の規定は、

平成19年10月1日から平成22年3月31日までに

保険証券が作成(承諾)された保険契約にも一部適用されることから、

かんぽ生命の保険契約における取扱いも変更されます。

今回の取扱いの変更之际して、お客さまに手続きしていただくことはありません。

新しい「保険法」って？

保険契約に関する基本的なルールを定め、ご契約者などの保護をさらに図るために、成立した法律です。

平成19年10月1日から平成22年3月31日までに保険証券が作成(承諾)された保険契約に対して適用される主な規定

- 保険金等の支払期限
- 重大事由による契約の解除
- 保険金受取人による保険契約の存続(介入権)

なお、「保険法」の詳細は、(社)生命保険協会のホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「保険法の概要」をご覧ください。

かんぽ生命の保険契約の取扱いはどのように変わるの？

保険金等の支払期限などが変わります。

平成19年10月1日から平成22年3月31日までに保険証券が作成(承諾)されたかんぽ生命の保険契約に対し、保険法の規定が一部適用になることを踏まえて「**保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則(甲)**」を適用します。

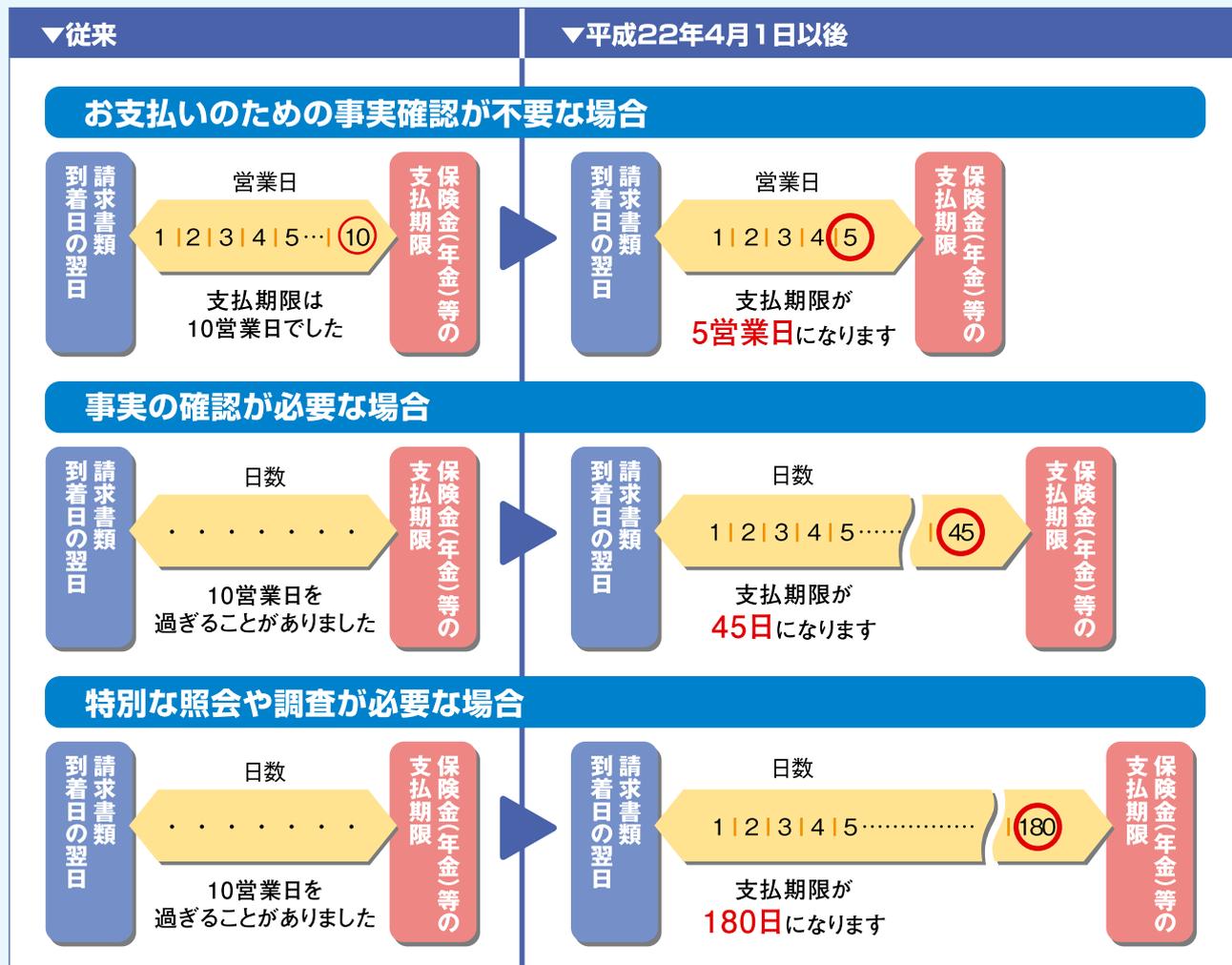
※平成19年9月30日までにお申込みされた旧日本郵政公社の簡易生命保険契約は対象外です。

取扱いの変更点の主な概要

基本契約と特約に関する変更点の主な概要を下記にてご説明します。

保険金(年金)等の支払期限

かんぽ生命からお客さまへの保険金(年金)等の支払期限は5営業日になります。
ただし、かんぽ生命において事実確認などが必要な場合は、確認の内容に応じて支払期限が45日または180日になります。(平成22年4月1日以後に保険金(年金)等の支払事由が発生した場合に限ります。)



支払期限を超えて保険金(年金)等をお支払いする場合は、所定の利息をお付けしてお支払いします。
ご契約者、被保険者、保険金(年金)受取人が正当な理由なく上記の事実確認などを妨げ、またはこれに応じなかったときは、かんぽ生命は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金(年金)等は支払いません。

重大事由による契約の解除

詐欺などのかんぽ生命との信頼関係を損なう行為が行われた場合には、保険契約の不正な利用の防止のため、保険契約を解除することがあります。

解除する場合の例

保険金の請求で
詐欺行為を
行った場合

保険金を
詐取る目的で
事故を故意に
起こした場合

その他
信頼関係を損なう
重大な事由が
ある場合

など

保険金受取人による保険契約の存続(介入権)

ご契約者の差押債権者などから保険契約について解除権を行使された場合に、保険金受取人*が保険契約を存続させることができるようになりました。これを介入権といいます。

※保険金受取人=ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者(いずれもご契約者は除かれます)の場合のみ

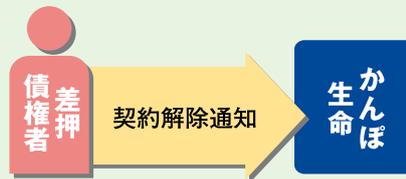
ご契約者の差押債権者などから保険契約について解除権を行使された場合、その解除の通知がかんぽ生命に到達してから1か月以内に、保険金受取人がご契約者の同意を得た上で、差押債権者などに対して解約返戻金相当額を支払い、その旨をかんぽ生命に通知することにより、保険契約を存続させることができます。

(平成22年4月1日以後に、差押債権者などから解除権が行使された場合に限りです。)

〈介入権の行使までの流れ〉

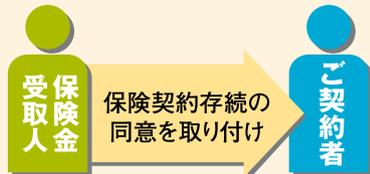
例

差押債権者からかんぽ生命への契約解除の通知



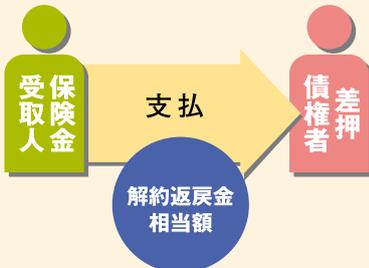
ステップ①

ご契約者より同意を得る



ステップ②

解約返戻金相当額を支払う



ステップ③

かんぽ生命にステップ①・②が完了したことを通知する



契約解除の通知到達から1か月以内

詳細は、「**保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則(甲)**」に規定されております。

「ご契約のしおり・約款」とともに、大切に保管してください。

保険法の施行に伴う取扱いの変更に関する特則(甲)変更点一覧表

基本契約	特則事項	保険金(年金)等の支払期限	重大事由による契約の解除	保険金受取人による基本契約の存続(介入権)
	保険種類			
普通終身保険		○	○	○
特別終身保険		○	○	○
介護保険金付終身保険		○	○	○
普通定期保険		○	○	○
普通養老保険		○	○	○
特別養老保険		○	○	○
特定養老保険		○	○	○
学資保険		○	○	○
育英年金付学資保険		○	○	○
夫婦保険		○	○	○
終身年金保険付終身保険		○	○	○
夫婦年金保険付夫婦保険		○	○	○
即時終身年金保険		○	○	× ^{※1}
据置終身年金保険		○	○	× ^{※1}
介護割増年金付終身年金保険		○	○	○ ^{※2}
即時定期年金保険		○	○	× ^{※1}
据置定期年金保険		○	○	× ^{※1}
即時夫婦年金保険		○	○	× ^{※1}
据置夫婦年金保険		○	○	× ^{※1}
財形積立貯蓄保険		○	○	○
財形住宅貯蓄保険		○	○	○
財形終身年金保険		○	○	× ^{※1}

※1: かんぽ生命の年金保険は、死亡保険の性質を有していない生存保険のため、介入権の対象となりません。

※2: 介護割増年金があるため、介入権の対象となります。

特約	特則事項	特約保険金等の支払期限	重大事由による特約の解除	特約保険金受取人による特約の存続(介入権)
	特約種類			
災害特約		○	○	○
介護特約		○	○	○
傷害入院特約		○	○	○
疾病入院特約		○	○	○
疾病傷害入院特約		○	○	○
無配当傷害入院特約		○	○	○
無配当疾病傷害入院特約		○	○	○

お問い合わせ先

かんぽコールセンター

ここにきこう

 **0120-552950** (通話料無料)

受付時間(平日)9:00~21:00 (土日休日)9:00~17:00(1月1日から3日を除きます)

かんぽ生命ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>